

千葉県報

定例
令和6年9月17日

主要目次

- 災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定 一
- 昭和五十七年千葉県告示第二百九十三号の一部を改正する告示 一
- 平成十八年千葉県告示第六百八十三号を廃止する告示 一
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定 一
- 平成十七年千葉県告示第四百五十二号の一部を改正する告示 一
- 平成十八年千葉県告示第六百八十四号を廃止する告示 一
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関の指定 一
- 平成二十六年千葉県告示第四百八十八号の一部を改正する告示 二
- 道路区域の変更 二
- 道路の供用開始 二
- 自転車歩行者専用道路の指定 二
- 特定調達公告 二
- 入札公告 二
- 落札者等の公告 四

告示

千葉県告示第四百五十六号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定する。

令和六年九月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

法人の名称	所在地
株式会社エナジー宇宙	東京都渋谷区代々木四丁目三一番八号

千葉県告示第四百五十七号

昭和五十七年千葉県告示第二百九十三号（災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年九月十七日

表中
角栄ガス株式会社
東日本ガス株式会社
佐倉市中志津三丁目三六番一号
我孫子市下ケ戸六〇八番地の一
を

「角栄ガス株式会社」を「佐倉市中志津三丁目三六番一号」に改める。

千葉県告示第四百五十八号

平成十八年千葉県告示第六百八十三号（災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定）は、廃止する。

令和六年九月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百五十九号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二号）第二条第二項の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定する。

令和六年九月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

法人の名称	所在地
株式会社エナジー宇宙	東京都渋谷区代々木四丁目三一番八号

千葉県告示第四百六十号

平成十七年千葉県告示第四百五十二号（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年九月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百六十一号

平成十八年千葉県告示第六百八十四号（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定）は、廃止する。

令和六年九月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第四百六十二号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第八号の

規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定する。

令和六年九月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

法人の名称	株式会社エナジー宇宙	所在地	東京都渋谷区代々木四丁目三一番八号
-------	------------	-----	-------------------

千葉県告示第四百六十三号

平成二十六年千葉県告示第四百八十八号(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定地方公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

令和六年九月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

表日本瓦斯株式会社の項及び東日本ガス株式会社の項を削る。

千葉県告示第四百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和六年九月十七日から三週間、縦覧に供する。

令和六年九月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八千代印旛栄自転車道線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別		敷 地 の 幅 員	延 長
	前	後		
佐倉市土浮干拓一〇〇番地	六・〇二メートルから	一六・一七メートルまで	一、二二七・〇〇メートル	一、二二七・〇〇メートル
先から印西市瀬戸字外江川一、九八〇番地先まで	五・二七メートルから	一六・八五メートルまで	一、二二七・〇〇メートル	

千葉県告示第四百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和六年九月十八日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和六年九月十七日から三週間、縦覧に供する。

令和六年九月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

路 線 名	県道八千代印旛栄自転車道線	供 用 開 始 の 区 間	佐倉市土浮干拓一〇〇番地先から印西市瀬戸字外江川一、九八〇番地先まで
-------	---------------	---------------	------------------------------------

千葉県告示第四百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の十三第二項の規定により、次のとおり自転車歩行者専用道路の指定をする。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和六年九月十七日から三週間、縦覧に供する。

令和六年九月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 八千代印旛栄自転車道線
- 三 指定する道路の区間 佐倉市土浮干拓一〇〇番地先から印西市瀬戸字外江川一、九八〇番地先まで
- 四 指定する期日 令和六年九月十七日

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年九月十七日

千葉県教育委員会教育長 富 塚 昌 子

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 千葉県公立高等学校入学者選抜採点システム用装置貸借一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和11年11月30日まで(貸借期間は令和6年12月1日から令和11年11月30日までとし、その前の期間は導入の期間とする。)

(4) 履行場所 千葉県教育委員会教育長が指定する場所

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パー